

消費税インボイス制度学習会が各地で開催されています。

上越民商では、11月7日に常任理事会が開催され、「全支部で役員会を開催し、年内に1回「インボイス制度の学習会を開催しよう。」と確認し合い、現在13支部中9支部が役員会を開き、6支部で「インボイス学習会」が開催されたり、計画されています。



城西支部では12名が参加し、パンフレットを見ながら、「インボイス制度とはどういう制度なのか」を学習しました。運送業の方は「外注の人からも番号をもらわなければならないけど、持っていない人の対応はどうしたらいいのか?」「売上先は個人だけど、年に数枚領収書を書く業者がいる。その会社の為に登録業者になるのは大変だ。」など話が出ました。

した。頸北三支部合同学習会は、9名が参加し、左官業者は「元請会社は、番号がないからと言って取り引きをしないなら、誰も左官仕事をしてくれる業者がいなくなる。それでなくても職人不足なのに。番号を取得しなくても大丈夫かもしれない。」、土木業者は「元請から番号を取得しろ。」と言われている。

「消費税は貰っていないから関係ない?」など、制度を知らなければ、参加者は不安と怒りでいっぱい。

インボイス制度は、免税業者を淘汰し、究極すべての業者に消費税を納めさせることが狙いの制度です。

今、フリーランスや税理士団体などが反対の声をあげています。他の団体

と力を合わせて、反対運動をすすめましょう。

会員の皆さん、各地で開催される民商の「学習会」に参加してください。

免税業者ほど大変になる制度です。「自分に関係ない」と思わないでください。



上越市「エネルギー価格高騰支援金」の受付が開始されました。

昨今のエネルギー価格や物価の高騰の影響を受けている中小業者、農林水産業者等を対象に、令和3年度の水道光熱費、燃料費及び原材料費の支払実績に応じて最大30万円が給付されます。令和3年の確定申告の売り上げが1円以上あれば申請できます。

すべての業者が対象となると思いますので申請しましょう。

受付期間 令和4年11月24日から
令和5年2月28日まで
(支援金上限)
売上金額1000万円未満 → 5万円
売上金額1000万円以上
5000万円未満 → 10万円
売上金額5000万円以上
1億未満 → 20万円
売上金額一億以上 → 30万円

★詳しくは、市のホームページを見てください。民商に問い合わせください。

春期特別会費 (3000円)

徴収のお願い

毎年12月と1月の会費に上乘せし、頂いております「春期特別会費」を、今年も皆さんにお願いすることになり

ました。コロナ禍の中で大変厳しい営業をされている事とは存じますが、皆さんへの訴えは、別紙にて書かせていただきました。

なお、支部費や班費を徴収している組織では、春期特別会費を補っているところもありますので12月・1月の会費が普段と変わらないところもあります。

増税が画策されています。

NHKのニュースで、「岸田政権は防衛費を、今後増額する必要があり、その財源を国民から負担してもわなければならぬ。何税を負担してもらおうのか?法人税と消費税を除く他の税金で!」と議論が進められ、12月までに取りまとめられると報道されていました。

物価高騰で営業と生活が大変な上、又増税とは?そもそも税金は所得に応じて払うものです。今の税金はお金持ちが優遇される制度です。反対の声をあげていきましょう。



「なんでも相談会」開催

12月21日(水)夜7時
民商では毎月相談会を開催しています。会内・会外問わず受け付けています。参加は予約制です。



年末調整日程のお知らせ

12/14(水) 民商会館 13時半
12/21(水) カルチャーセンター 13時半

パソコン記帳会

12/7(水) 民商会館 13時半
19時